遺産相続コンサルティング業務　契約書

第１条　業務内容

相続に関する義務と権利の周知と遺産分割協議の代行　遺言書等作成

第２条　相続人からの聞き取り調査における責任

被相続人の資産･銀行預金･相続人等の情報提供に虚偽又は申告の誤りがあった場合は、一切の責任を代行業務として負わない

第３条　報酬規程

一般に必要となる主な費用　　概ね財産の 0.7%～１％

１．相続コーディネーターが最適な制度の仕組みを設計するコンサルティング報酬

相続財産の評価額（現金及び固定資産税評価額）	報酬額（税別）
3,000 万円未満　遺言書作成 10 万円	基本額　　30 万円
3,000 万円以上、1 億円未満	1,000 万円ごとに 6 万円追加
1 億円以上、10 億円未満	1 億円ごとに 15 万円追加
10 億円以上	200 万円＋個別設定

別途必要な経費

２．信託契約公正証書を作成するための公証役場の手数料実費

３．不動産登記の登録免許税実費及び司法書士の登記手続き報酬

４．信託監督人などへの報酬（設置する場合）

着手金の支払い

契約を交わした後、１週間以内に着手金として基本報酬額×1/3　10 万円を現金又は口座預金に振り込むこととし、残金は遺産取得後直ちに支払うものとする

第４条　各種専門家への依頼

以下の業務については、各仕業の専門家に依頼するものとし、業務終了後に別途清算するものとする

１．　相続税が発生した場合の税理士への業務報酬

２．　不動産の登記に対する司法書士への業務報酬

第５条　手続きにかかる実費精算

戸籍謄本　住民票　登記簿謄本等取得のために行政機関等に支払う費用及び郵送費等は依頼人の実費負担とし、残金支払い時に清算するものとする

第６条　相続人等の問題による業務障害への対処

弁護士案件等の事例が発生した場合は提携弁護士と業務推進していく
別途弁護士費用は実費精算し、相続人が直接支払うものとする

第７条　業務にかかる日数

業務開始から遺産分割協議書が作成され、遺産を取得するまでの日数

第８条　不動産売却等の追加業務

不動産等の売却業務が発生した場合は別途業務提携とする

第９条　その他

依頼者　受諾者　共に誠意をもって相続事務の手続きを進めるものとする
不測の事態が生じた場合には、その都度協議するものとする

依頼者　相続人代表

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　携帯番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

相続手続き代行業務受諾者

住　所	静岡県裾野市佐野３０９番地
法人名	岩田相続不動産・行政書士事務所　株式会社マルワ　　印
代　表	代表取締役　　岩田広行
電　話	055-993-8006
ＦＡＸ	055-913-1255
メール	maruwa8006@rx.tnc.ne.jp
携　帯	090-3459-7025
Ｈ　Ｐ	http://www.maruwa8006.ne.jp
口　座	三島信用金庫　裾野支店　普通預金口座 口座番号　1110428　　口座名義：株式会社マルワ

業務遂行の保有資格　・（国）不動産取引士・通産省公認不動産コンサルティング技能士
・行政書士・ファイナンシャル技能士・協会公認相続診断士・任意売却エージェント
・不動産コンサル相続専門士・家族信託コーディネーター・認定不動産マイスター